

経済産業省告示第三百四十四号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第四項の規定に基づき、平成十一年通商産業省告示第七百八十三号（輸入貿易管理規則第二条第四項に規定する入出力装置に係る基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年二月二十一日から施行する。

平成二十一年十二月十日

経済産業大臣 直嶋 正行

第一号中「経済産業大臣」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に、「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。

第三号中「経済産業省」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に改める。